

○平成十九年総務省告示第四百五十七号（二・五 GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を改正する新旧対照表（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一～四（略）</p> <p>五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項</p> <p>1・2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（一）申請者が無線設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の六に規定する無線設備を使用する無線局（実験試験局を除く。以下同じ。）の免許を取得している者（以下「第三世代移動通信事業者」という。）ではないこと。</p> <p>4（二）～（五）（略）</p>	<p>一～四（略）</p> <p>五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項</p> <p>1・2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（一）申請者が無線設備規則第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の六に規定する無線設備を使用する無線局（実験試験局を除く。以下同じ。）の免許を取得している者（以下「第三世代移動通信事業者」という。）ではないこと。</p> <p>4（二）～（五）（略）</p>